就学援助（準要保護）制度と入学準備金のお知らせ

就学援助（準要保護）制度とは？

経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対して，市町村が必要な援助を行うことで，すべての児童生徒が義務教育を等しく受けられるようにする制度です。東海村では，保護者が就学に必要な費用の支出が困難な場合，児童生徒を準要保護児童生徒に認定し，就学援助費を支給しております。

入学準備金（新入学児童生徒学用品費）	学校給食費（実費）	校外活動費（実費）	学用品費	PTA会費（実費）	オンライン学習通信費
					
64,300円	46,200円	1,600円(上限)	11,630円	3,450円(上限)	15,000円(上限)

上の表は，令和８年度（小学1年生）の年間支給額ですので，令和９年度には変更になる可能性があります。なお，学校給食費無償化の対象者は，学校給食費の支給対象外となります。

入学準備金を入学前に支給します！

令和９年４月に村立小学校へ入学予定の児童の保護者に対し，就学援助制度で補助する**「新入学児童生徒学用品費」を「入学準備金」 として入学前（令和９年２月下旬）に支給します。**

入学準備金を受けることができる方

次の（１）～（３）の要件の全部に該当する方
（１）令和９年４月に東海村立小学校に入学予定の児童の保護者
（２）令和９年１月（申請時）に東海村に居住している方（※【注意】枠内をご確認ください）
（３）**裏面に記載している「入学準備金の認定要件」**のいずれかに該当する方

【注意】次の①②のいずれかに該当する場合は，入学準備金の対象にはなりません。
①令和９年３月末日以前に東海村外に転出される場合
②令和９年４月に東海村立小学校に入学されない場合
※上記①②に該当する方が，入学準備金の入学前支給を受けたときは，返還していただくことになりますので，該当する可能性がある場合は，十分にご注意ください。

申請の手続き

❀**申請に必要なもの**
（１）認定要件に応じた証明書類（詳しくは裏面をご覧ください）
（２）通帳など，入学準備金の振込先の口座が分かるもの

❀**申請期間**
令和９年１月４日（月）～令和９年１月２９日（金）※土曜日・日曜日・祝日を除く
受付時間は８：３０～１７：１５になります。

❀**申請場所**
東海村役場４階　学校教育課（企画総務担当）

なお，入学準備金の入学前支給を受けなかった場合でも，入学後５月末までに就学援助を申請し，準要保護に認定された方には，入学準備金と同額の新入学児童生徒学用品費が支給されます。（支払時期６月予定）

入学準備金の認定要件

村立小中学校に児童生徒が通学している保護者の方で，【表１】の認定要件のいずれかに該当する方が対象となります。ただし，同居又は生計を同一とする扶養義務者がいる場合は，【表２】の所得基準②を満たしている必要があります。

【表１】認定要件

認定要件	添付書類
生活保護の停止又は廃止の決定を受けている	生活保護停止・廃止決定通知書の写し
市町村民税の非課税措置を受けている	非課税証明書
市町村民税，個人事業税，固定資産税の減免又は国民年金の掛金の減免を受けている	各税・掛金の減免承認通知書等の写し
国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている	国民健康保険税の減免・猶予承認通知書の写し
児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書の写し
生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
その他（【表２】の所得基準①を満たす場合）	所得証明書（令和7年1月1日～12月31日） ※令和8年1月1日現在で東海村に住所がある場合は不要

【表２】所得基準（前年総所得額）

扶養親族の人数	1名	2名	3名	4名	5名
①保護者の所得基準	230万円	268万円	306万円	344万円	382万円
②扶養義務者の所得基準	274万円	312万円	350万円	388万円	426万円

※給与所得又は年金所得がある場合は，総所得額から10万円を控除します。

【留意事項】

- 生活保護を受給中の方は，生活保護費（教育扶助）により支給されますので，対象外となります。
- 申請者と同居又は同一生計の世帯全員の収入状況等について調査するため，申請書に各世帯主の同意（署名）が必要です。
- 扶養義務者の住所が令和8年1月1日現在で東海村にない場合は，所得証明書（令和7年1月1日～12月31日）が必要です。所得証明書は令和8年1月1日現在の住民登録地の市町村から入手できます。
- 必要に応じて，お住いの地区の民生委員等と面談していただく場合があります。

就学援助費（準要保護）の申請について

令和９年度の就学援助費（準要保護）の申請は，小学校入学後（４月～）から受付を開始します。申請書は，学校及び東海村役場（学校教育課）で受け取るか，村ホームページからダウンロードしてください。

なお，入学準備金の入学前支給を受けた方でも，就学援助費の支給を希望する方は再度申請が必要です。また，認定審査が６月以降になりますので，家計の変化等により認定されない場合があります。

【申請期間】

令和９年４月１日（木）～ 令和９年５月３１日（月）

※上記の期間中に提出すると，４月分から支給対象となります。６月以降も申請を受け付けておりますが，支給対象は申請月からとなります。また，申請期限は令和１０年２月２９日（火）です。

問い合わせ

東海村教育委員会　学校教育課　企画総務担当（TEL 029-282-1711　内線1412）